

# 上大利区規約

令和6年4月一部改正

上大利区

## 第1章 総則

### (区の名称等)

- 第1条 1、本区は上大利区（以下「区」という）と称する。  
2、区の事務所は、上大利公民館内に置く。

### (目的)

- 第2条 区は区域内に住所を有する者（以下、区民という）の融和協調、生活の向上及び福祉の増進を図り、区及び市の発展に寄与することを目的とする。

### (構成)

- 第3条 区は区民全員をもって構成し、組制を設け、組長を置く。

### (事業)

- 第4条 区は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 区民の福祉増進、環境衛生の改善及び土木、災害防止等に関する事業
  - (2) 公民館活動に関する事業（子ども会育成会、みどり会、食改善、文庫）
  - (3) その他目的達成に必要な事業

### (公告等)

- 第5条 区の公告その他区民への周知事項は、組長を通じ各戸配布・回覧などにより周知するものとする。

## 第2章 役員、監査員、組長ならびにブロック長の報酬手当

### (役員の設置)

- 第6条 1、区に役員として区長（公民館長を兼務）、副区長（副公民館長を兼務）、公民館会計、公民館総務及び協議員を置く。  
2、前項の役員の任務等は、次のとおりとする。

名称	職名	任務	定数	任期	選出方法
役員会	区長兼 公民館長	区を代表し区及び公民館業務を統括する。	1名	2年とし再任を妨げない。	選考委員会で推薦し、総会で決定する。
	副区長兼 副公民館長	区長を補佐し、区長事故あるときは、区長の職務を代行し、公民館活動の指導助言をする。	1名		
	公民館会計	公民館長を補佐し、公民館の運営及び会計の適正処理	1名		
	公民館総務	公民館長を補佐し、執行部の総務、会議の記録を行う。	1名		

	協 議 員	区行政に関する協議に参加して運営上の提言をする。 区の運営に専任し各種団体の長には就任しない。	6名		
--	-------	--	----	--	--

(相談役、監査員及び組長ならびにブロック長)

- 第7条 1、前条の役員のほか、区に監査員2名及び各組に組長を1名およびブロック長を置く。
- 2、相談役、監査員及び組長およびブロック長の任務等は、次の通りとする。

職 名	任 務	任 期	選出方法
相 談 役	区長の諮問に応じ意見を具申し、区長の要請により区行政に関する協議に参加する。	市議会議員ならびに 県議会議員在任中	区在住の市および 県議会議員
監 査 員	区の決算などを、監査する。 監査は役員会に出席の必要がある時は出席できる。	2年再任を妨げない	選考委員会で推薦し、総会で決定する
組 長	組を代表し区長を補佐する。	1年再任を妨げない	各組で選出する
ブロック長	ブロック内のとりまとめ	1年再任を妨げない	ブロック内組長の互選

(報酬及び手当)

第8条 役員、体育・文化・福祉・安全部員、組長ならびにブロック長、監査員に対する報酬及び手当の額は、総会において定めるものとする。

第9条 事務員の任期は原則として、1年とし継続の場合は都度協議のこととし区長が認可する。

### 第3章 会 議

(会議の種類)

第10条 区の会議は、総会、役員会、組長会、各種団体長会及び選考委員会とする。

(総会)

- 第11条 1. 総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は役員会の決議を経て、区長が4月末日までにこれを招集する。  
臨時総会は、役員会が必要と認めたとき区長がこれを招集する。
2. 総会は、役員及び組長新旧各1名の代議員をもって、これを構成する。(但し、欠席の場合は委任状を提出する。)
3. 総会の日時・場所は、総会の1カ月前までに区民に通知し、総会資料は10日前まで配布する。
4. 総会は次の事項を決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員及び監査員の決定
- (5) 区費並びに役員等に対する報酬及び手当の額の決定
- (6) その他の事項

5. 総会は第2項の規定により、出席すべき者の半数以上の出席がなければ開くことが出来ない。この場合において、委任状提出者は出席とみなす。

6. 総会の議長は、その都度出席者の中から互選により定める。

7. 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (役員会)

第12条 役員会は、偶数月に区長がこれを招集する。ただし、役員 $\frac{1}{3}$ 以上の者の要求があれば、区長はこれを招集しなければならない。

#### (組長会)

第13条 1. 組長会については、原則として6回/年開催する。  
2. 組長会は、組長及び5役をもってこれを構成する。  
3. 組を5ブロックに分けてそれぞれにブロック長を配し、ブロック長はそのブロックをとりまとめ区の運営に協力する。

#### (選考委員会)

第14条 1. 選考委員会は、役員経験者(若干名)および有識者(若干名)をもって、これを構成する。  
2. 選考委員会は、役員および監査員を選任する必要性が生じた時、その候補者を選出するために、区長がこれを招集する。  
3. 選考委員の中より委員長を区長が任命し一任する。

### 第4章 事業年度、経費、会計及び監査

#### (事業年度)

第15条 区の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (経費)

第16条 区の事業に必要な収入財源は、区費、事業所区費、公民館使用料、市交付金、補助金、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

#### (区費)

第17条 1. 区民は世帯毎に区費を納めなければならないものとする。ただし、区長が認めたときは、これを減免することが出来る。  
2. 区費の額は、総会において定める。  
3. 区費は組長が徴収し区区長に納める。

4. 年度中途の転出者については、転出の月まで、転入者については転入の翌月から区費を徴収するものとする。
5. 区外に住所を有するもので、区域内で事業所を有する者は、別に定める基準により、事業所区費を納入しなければならないものとする。
6. 公民館使用料については、別に定める公民館使用規則による。

(予算及び決算)

- 第18条 1. 区の予算及び決算は、総会の議決を経て定めるものとする。
2. 区長は毎事業年度終了後3月末日現在で、次の書類を作成しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 会計に関する書類

(特別会計積立金・災害緊急対策等積立金)

- (3) 次期繰越金の内、必要に応じ特別会計積立金、災害緊急対策等積立金に繰入れる事が出来る。

不時の出来事、分区・合区等特殊な事情、自然災害発生等により特別な支出が生じた時は、役員会の承認を経て、積立金より組戻しする事が出来る。

(監査)

- 第19条 監査員は、前条第2項の書類に基づき会計監査を実施し、その結果を総会に報告しなければならない。

(決算書類の管理)

- 第20条 区民より、第18条2項の書類閲覧の要請があった場合は、その必要性を区長が判断し公開の可否を決定する。

- 第21条 区長は各助成団体から決算報告を受けなければならない。また、その内容を監査したのち、適正な指導を行うこと。

## 第5章 雑則

(委任)

- 第22条 天災その他非常の場合、区の役員で情報の収集に当たり、分析を行い全世帯招集の必要があると役員会で認めたときは、各ブロック長の出席を求めることができる。

- 第23条 この規約に定めるもののほか、区の運営に関し必要な事項は、役員会で別に定める。

### 第24条

- (1) 区役員及び、監査委員、相談役に関する弔慰金について

本人 死亡の場合

生花 (1対)

香典 10,000円

初盆 5,000円

配偶者、父母、死亡の場合	香典	10,000円
	初盆	5,000円
疾病の場合（15日以上入院の場合）	見舞金	5,000円

※事務員もこれに準ずる

(2) 行事等で事故が発生した時の対応について

① 基本的には、市のコミュニティ保険を適用する

- ・入院 1日 3,000円 事故より180日以内
- ・通院 1日 2,000円 上記のうち90日以内

② 区役員が任期満了で退任する場合は、記念品を進呈する

役員とは、上大利区規約第6条による

協議委員	年	5,000円
五役	年	10,000円

③ 区民に関する弔慰金

香典 3,000円

(退職金支給)

第25条 上大利区公民館に勤務する事務員にたいして、規約に定める退職金を支給するものとする。

支給額＝勤務年数×退職時基本給

(但し、採用、退職年時の月の端数は切り捨てとする)

附 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

平成25年4月21日全面改正する。

平成26年4月20日一部改正する。

平成27年4月19日一部改正する。

平成29年4月23日一部改正する。

令和 2年4月19日一部改正する。

令和 3年4月25日一部改正する。

令和 4年4月24日一部改正する。

令和 5年4月22日一部改正する。

令和 6年4月21日一部改正する。